

エバーニュース

EVER NEWS

vol. 6 平成26年9月17日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



- [連載] 遺留分について
- 無料相談会のご案内
- [連載] フランチャイズ契約について
- 料金のご案内／事務所のご案内



遺留分について

第6回は遺留分についてです。

ある方が、自分が亡くなった時に備えて、すべての財産をお一方に遺贈する遺言を書いたとします。相続が始まればその遺言で指定された方はすべての財産を受け取ることができます。しかし、それでは何も財産を受け取らなかった配偶者や子供などの相続人は、生活に困ることになりかねません。そのような生活保障の趣旨から法律では、兄弟姉妹を除く相続人（配偶者、子、父母などの直系尊属、代襲相続人）については、相続財産の一部の割合を保護する制度が認められております。その割合に相当する額を遺留分（直系尊属のみが相続人の場合は3分の1、それ以外は2分の1）といいます。

遺留分の計算は、相続開始の際の財産以外に生前贈与の金額を加え、借金などの負債がありましたらそれを除き、算出します。

（*この加える贈与の範囲は、相続開始前の1年内、遺留分権利者に損害を加える目的をもって行った贈与については1年以上前のもも含むと法律では規定されておりますが、判例では相続人への贈与については、1年以上前のもも加えるとされております。）

たとえば、Aさんが、息子Bさんに全部（仮に2000万円とします）遺贈したとします。生前に息子Cさんに1000万円を家の建設資金として贈与していました。相続人は妻Dさんと、もう一人の息子Eさんを加えた3人の息子です。この場合には、遺留分の計算上の対象財産は2000万円に1000万円を加えた3000万円となり、この2分の1の1500万円が遺留分となります。遺留分については、相続人が4人いることから、相続分の割合でそれぞれの遺留分の額を決めることとなります。配偶者は2分の1、子供は2分の1ですが、子供は3人いるのでB、C、Eのそれぞれの相続割合は6分の1（さらに頭割りします）、これらの相続割合を遺留分にかけてものがそれぞれの遺留分となります。子供一人当りの遺留分は次のとおりとなります。

$$(2000万円 + 1000万円) \times 1/2 (\text{遺留分割合}) \times 1/6 (\text{相続分}) = 250万円$$

Cさんはすでに1000万円を生前贈与で受け取っておりますね。Cさんは既に遺留分は確保されているのでこれ以上求めることはできません。しかし、Eさんは何もいただけていないので、250万円を期待できます。この場合には、遺留分減殺請求権といってBさんに自分の遺留分の減殺を求めなければなりません。なお、相続開始と減殺すべき贈与または遺贈を知った時から1年以内に行わないと時効になりますので注意が必要です。

INFORMATION

無料相談会のご案内

9月19日(金)、9月25日(木)、9月29日(月)、
10月7日(火) のいずれも午後3時から午後6時の
間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



法人のお客さまへ



事業者の方へ フランチャイズ契約について

今回はフランチャイズ契約について述べます。

フランチャイズ契約は、コンビニエンスストア、サービス販売、飲食店など様々な業種にて利用されております。本部（フランチャイザー）と加盟店（フランチャイジー）との契約ですが、本部にとっては他人の資本や人材を活用して低コストでの事業展開が可能になり、加盟店にとっては本部のブランド・ノウハウを利用して独立・開業が可能になるという点で双方にメリットがあります。フランチャイズシステムとは、一般に、「本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態」とされています（公正取引委員会HPより）。

加盟店側も事業者となりますのでリスクも伴いますし、事業者としての自覚が必要です。特に、双方のコミュニケーション不足から契約トラブルになることもございます。トラブルで多いのは、売上予測と実際の売上が違う、開店できないのに加盟金が返還されない、ロイヤルティの計算（廃棄ロスや棚卸ロスにもロイヤルティがかかる）、赤字になったら貸付として処理されていた、近くに同一チェーンの店舗が開店した、解約しようとしたら多額の違約金を請求された、などです。

本部は、適切な情報を開示する義務があり（中小小売商業振興法）、加盟店側も内容を十分理解して契約する必要があります。また、本部側には加盟店との取引で不当に不利益を課すことや不当に取引を拘束することは独占禁止法に抵触する場合も生じます。

一般にフランチャイズ契約は条項が詳細にわたることが多く、本部側に有利に設定され契約の変更になかなか応じてもらえないことも多いのが実態です。だからといって検討せず本部にお任せにするのではなく、事業者として踏み出す以上契約自体がリスクの一步となりますので、あらかじめ専門家の助けを借りながら契約条項を良く理解し、市場調査の内容や条件が適切か判断し、指導の内容やアフターフォローについても良く理解をしたうえで契約してください。中小企業庁や公正取引委員会、日本フランチャイズチェーン協会などでもHPで情報提供を行っておりますので、これから契約する方は参考にしてください。



料金のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

法律顧問料

- **個人事業の場合** 標準月額 2万円（消費税別途）から
ただし、個人サポートの場合には月額5000円プラス消費税
*サポート対象かどうかについては、ご相談ご予約内容によって判断させていただきますのでお気軽にご相談ください。生活に関することや、事業でも小規模な不動産賃貸の場合にはサポートにて対応しております。
- **法人の場合** 標準月額 3万円以上（消費税は別途）
*需要に応じてご相談によって決めさせていただきたいと思えます。通常は1社あたり3万円から5万円が最多価格帯（消費税別途）となっております。

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

2 交通事故

たとえば1000万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	50万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 100万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

*なお、交通事故による賠償請求ではご加入になっている保険契約で、弁護士特約にご加入になっている場合には、免責額を除いては、保険による対応となります。

3 離婚

たとえば、離婚のみの場合には、調停から始まることとなりますが、

調停着手金	30万円プラス消費税
預り金	5万円
報酬	30万円程度（調停のみにて終了した場合です）

*離婚については、親権、財産分与、養育費、婚姻費用分担、年金分割、面会交流などの各オプションがつくことが多いですし、また訴訟に移行する可能性も高いといえます。そのため、目安としては、着手金は30万円から50万円程度（消費税別途）、預り金は5万円から10万円程度、最終的な報酬としては30万円から50万円程度（消費税別途）という目安になります。

4 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

5 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所（旧 菊地秀樹法律事務所）

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

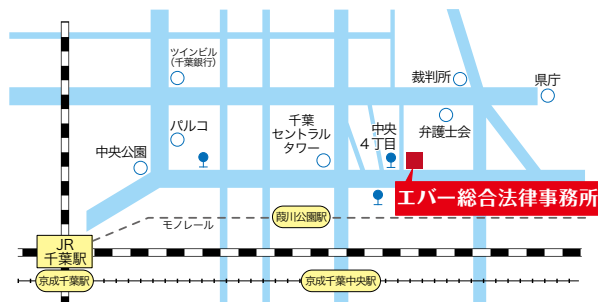
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



- 千葉駅 2番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
- 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。